

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 9 日

公益社団法人 日本精神科病院協会 御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症に係る検査における巡回診療の医療法上の取扱いについて

別添の通り各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）あてに事務連絡を発出いたしました。貴団体におかれては、同内容について、貴団体会員に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事務連絡
令和3年6月9日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症に係る検査における巡回診療の医療法上の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る巡回診療の医療法（昭和23年法律第205号）上の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の対応に係る巡回診療の医療法上の手続について」（令和2年3月25日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）においてお示ししてきたところです。

上記に加えて、新型コロナウイルス感染症における検査体制の確保のため、新型コロナウイルス感染症に係る検査を巡回診療として行う場合の医療法における取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、内容を御了知の上、管内医療機関へ周知をいただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、これらの取扱いについては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るための臨時的・特例的なものである旨、御留意願います。

記

1. 新型コロナウイルス感染症における検査体制の確保のため、新型コロナウイルス感染症に係る検査を巡回診療として行う場合は、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和37年6月20日付け厚生省医務局長通知。以下「巡回診療通知」という。）で定める「医療法の運用上特別の処置を講じてその実施の円滑化をはかることが適当であると考えられる」場合に該当するため、当該通知に沿い、取り扱って差し支えないこと。
2. また、巡回診療通知の記第二の二の（一）のウにおいて規定する「実施計画」は、適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。

3. さらに、患者が看護師等という場合のオンライン診療（以下「D to P with N」という。）の形で、巡回診療を実施する際は、巡回診療通知の記第二の二の（一）のウにおいて規定する「各場所毎の医師又は歯科医師である実施責任者」は、不要として差し支えないが、下記の点に留意されたい。

- ・ 看護師等が採取した検体や診断キット等について、医師が、オンライン上では、患者の状態等について十分に必要な情報が得られていると判断できない場合には、直接の対面診療を行うこと。
- ・ 巡回診療先に赴く看護師等は巡回診療を実施する医療機関に所属することを原則とし、鼻前庭での検査など一定の技量が必要となる検査を実施する場合には、適切に医師の指示・指導の下で実施すること。なお、その際、新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（2020年10月2日改訂国立感染症研究所）等に記載のとおり、看護師等は感染防護具を装着すること。
- ・ 初診から「D to P with N」の形で巡回診療を実施する場合、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日事務連絡）の記1（1）初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施について等に則った診療を行うこと。